

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○県統計調査の実施	(統計課) 1
○保安林の指定予定の通知(7件)	(治山林道課) 1
公告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2
○宅地建物取引業法による聴聞	(住宅課) 2
高知県選挙管理委員会告示	
○高知市長選挙の高知県知事選挙との同時実施	(11・8 掲示) 3
○大川村長選挙の高知県知事選挙との同時実施	(11・10 掲示) 3

告 示

高知県告示第637号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県工業統計補充調査
- 2 調査の目的
県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興対策等の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
事業所
 - (3) 属性
日本標準産業分類に掲げる大分類E-1製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)のうち、従業者数3人以下の事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 事業所の名称、所在地及び電話番号
 - イ 従業者数

- ウ 開設時期
- エ 品目別製造品出荷額
- オ 加工賃収入額
- カ その他収入(事業外収入を除く。)額
- (2) その基準となる期日又は期間
平成26年12月31日現在(一部の事項については、同年1月1日から同年12月31日まで)
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
1,200事業所(概数)
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査
- 7 報告を求める期間
平成27年11月中旬から平成28年1月15日まで

高知県告示第638号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
室戸市羽根町字ミノ越甲3310の5、甲3311の1、甲3311の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ミノ越甲3310の5・甲3311の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第639号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸市入河内字長山44の7、44のチ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長山44の7・44のチ(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第640号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
四万十市勝間字井手山1548の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第641号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
四万十市森沢字ヲソコエ山3634の11、3634の13、3634の14
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第642号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村平鍋字日ノ路山373の18、373の19
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日ノ路山373の18・373の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第643号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水上分字シヨウガノクボ1526、3320、3328の1、3328の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字シヨウガノクボ3320・3328の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第644号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡構原町島中354
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
島中354（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大方町国営土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- | | | |
|------|-------|----------------|
| 役名 | 氏名 | 住 所 |
| (退任) | | |
| 理事 | 植田 壯 | 幡多郡黒潮町加持 297 |
| (就任) | | |
| 理事 | 松田 春喜 | 幡多郡黒潮町入野6528-2 |

~~~~~  
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成27年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日  
平成27年11月24日（火）午前10時
- 2 聴聞の場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁7階 会議室
- 3 聴聞を受ける者
  - (1) 商号又は名称  
有限会社浜田不動産
  - (2) 代表者の氏名  
濱田 紀美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
高知市十津三丁目1番16号
  - (4) 免許証番号

高知県知事（6）第2047号  
（5） 免許年月日  
平成25年1月9日

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第103号**

高知市長選挙は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定に基づき、平成27年11月15日に行う高知県知事選挙と同時にこれを行う。

平成27年11月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第104号**

大川村長選挙は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定に基づき、平成27年11月15日に行う高知県知事選挙と同時にこれを行う。

平成27年11月10日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信